

議案第3号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正内容

期末手当について、令和5年12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、現行4.40月である年間の支給月数を4.50月とし、令和6年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

(1) 令和5年12月期の期末手当を0.1月分引き上げる。

	6月期	12月期	年間支給月数
現 行 (令和5年度)	2.200月	2.200月	4.400月
改正後 (令和5年度)	2.200月	2.300月	4.500月

(2) 令和6年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	6月期	12月期	年間支給月数
改正後 (令和5年度)	2.200月	2.300月	4.500月
令和6年度以降	2.250月	2.250月	4.500月

2 施行日等

(1) 施行日

公布の日 (※ 令和6年度以降の期末手当は、令和6年4月1日)

(2) 適用日

令和5年12月期の期末手当の改定は、令和5年12月1日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係

電話463-3196